

「宮崎県企業局入札・契約綱紀保持要綱」の運用

宮崎県企業局では、入札・契約事務に対する県民の信頼を確保するため、職員一人ひとりが「法令遵守」と「綱紀保持」を徹底することとしておりますが、法令遵守及び綱紀保持の実現に当たっては、県民の方の御理解と御協力が不可欠となります。

宮崎県企業局の取組みについては要綱に記載しているところですが、その運用は次のとおりとなっておりますので、宮崎県企業局の取組みに対する御理解と御協力をお願いします。

1 「入札・契約事務」の範囲（第2条第1項関係）

この要綱では、宮崎県企業局が発注する建設工事及び建設工事に関連する業務委託のほか、施設維持管理等業務委託に係る入札・契約事務を対象としています。

「入札・契約事務」には、入札や契約といった直接的な事務だけではなく、入札・契約に関わる、設計から施工中の検査及び完成時の評価までといった広い範囲となっております。

2 「事業者」の範囲（第2条第4項関係）

この要綱では、事業者の方と職員が対応する際の留意事項等が規定されていますが、ここでいう「事業者」とは、建設工事等の入札に参加するために必要な資格を有する者に限らず、全ての法人やその役員等を含めて「事業者」といっています。

3 情報管理の徹底（第5条第1項、第2項関係）

この要綱では、その管理を徹底すべき情報の種類として公表前の発注予定案件、予定価格やそれを推測することができる設計金額等、調査基準価格、最低制限価格等を掲げています。これは特に厳重に秘密を保持すべきものとして例示されているものですが、ここに例示のない情報であっても、当然に情報管理の徹底を図るべき対象となります。

また、情報管理の徹底とは、情報の秘密を保持するだけでなく、情報管理の不備等によって情報が漏れることのないようにすることも含まれています。

4 事業者との対応関係（第6条第1項関係）

特定の事業者との不適切な接触は、秘密の漏洩等が生じるおそれや、事業者との接触が「癒着しているのではないか」といった発注者に対する県民の疑惑や不信感を招くおそれがあります。そのため、職員は事業者の方との接し方には様々な注意を払うことになります。

なお、事業者の方は宮崎県企業局職員倫理規程に規定するところの利害関係者に該当しますので、職員が事業者の方から金銭や物品を受け取ったり、酒食等のもてなしを受けたりすることは禁じられています。したがって、金銭を受け取ったりした職員は、懲戒処分の対象となります。

5 「働きかけ」を受けた場合の対応

不正な働きかけを抑止することにより、入札・契約事務の公正性及び透明性のより一層の向上を図ることを目的として、「働きかけ」を受けたときはその内容を記録・公表することとしております。

なお、「働きかけ」とは、入札・契約業務等に関して、勤務時間内であるか否かを問わず、外部の者（県OBを含む。）や県職員（特別職を含む。）から関係職員に対して行われる公正な入札・契約事務の執行を損なうおそれのある行為をいいます。ただし、議会、審議会、公聴会その他の公式又は公開の場において行われたものを除きます。

具体的には、

- ・公表前に入札参加業者を聞き出そうとするもの
- ・最低制限価格を聞き出そうとするもの
- ・特定の企業を具体的に示し、その企業に受注させ、又は指名業者に入れさせようとするもの

等が「働きかけ」に該当します。

6 執務室への掲示（第7条関係）

執務室内で扱っている情報の漏洩を防ぐ観点から、事業者の方には、

- ・事業者の方等が執務室に入室される際は入口付近の職員に声をかけていただく
- ・挨拶だけの場合は貴名受けを利用していただく

ことをお願いしております。

これらの事項を来庁する事業者の方に伝え、その協力を得るために、各所属では執務室に次のような掲示を行っております。

建設関係業者の皆様へ

宮崎県企業局では、入札・契約事務に対する県民の信頼を確保することを目的とした「綱紀保持マニュアル」に基づき、職員一人ひとりが「法令遵守」と「綱紀保持」を徹底することとしております。

建設関係業者の皆様におかれましては、宮崎県企業局における綱紀保持の取組みについて御理解を賜りますとともに、次の点について御協力をお願いします。

- ・御用の方は、お近くの職員に声をかけてください。
- ・御挨拶のみの方は、入口の貴名受を御利用ください。

なお、この掲示は事業者の方の入室を断るという趣旨ではありませんので、事業者の方にあっては、掲示の趣旨を御理解いただくとともに、御協力をよろしくお願いします。